

悪質商法にはどんな種類がありますか。また、被害に遭わないため、どんな自己防衛をすればよいですか。

(20 歳代男性)

不特定多数の人を標的にはがきやメールを送り付ける「架空請求」、高齢者の被害が多い執拗な「電話勧誘」、若者を標的に街角で声をかける「キャッチセールス」など、悪質商法には様々な種類があります。

ほかには人間関係を利用した「マルチ商法」や「デート商法」、インターネットを介した「ワンクリック詐欺」や「オークション詐欺」、「フリマアプリのトラブル」などです。

最近では天皇陛下の退位や改元、来年の東京オリンピック・パラリンピックに便乗したものなど、時流に乗った新たな手口を次々と編み出しています。被害を避けるため、私たち一人ひとりが手口を知り、知識を身につけることが大切です。

県消費生活センターでは、こうした被害をなくすため消費生活に関する「出前講座」を実施しています。

学校でのオリエンテーションや町内会単位の学習会、企業の研修など、幅広い場面に職員が出向いて対応できます。

受講者の年齢や目的ごとに「子供や若者が狙われる悪質商法」「高齢者が遭いやすい消費者トラブル」「契約の基礎知識」と、様々なテーマでトラブル事例や対処法をわかりやすく解説しています。

要望に応じて寸劇やDVD鑑賞、クイズや、カルタ取りといった、受講者が参加して楽しく知識を身につける内容も出来ます。

講師の派遣料や交通費の負担は不要で、休日や夜間の開催にも対応します。申し込む場合、開催予定日の約1か月前までに(023-630-3239)へお電話ください。